

計画相談支援

個別サービスの質に関する事項		
確認項目		確認文書
内容及び手続の説明及び同意 (第5条)	○ 利用申込者に対し、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの提供の開始について同意を得ているか ○ 文書の交付及び説明に当たり、利用申込者の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか	◇ 重要事項説明書 ◇ 利用契約書 ◇ 説明・交付記録等

個別サービスの質を確保するための体制に関する事項

	確認項目	確認文書
従業者 (第3条)	○ 指定特定相談支援事業所ごとに、相談支援専門員を配置しているか ○ 原則として専ら当該事業所の職務に従事しているか（兼務がある場合、業務に支障がないか） ○ 相談支援専門員の員数が、計画相談支援対象障害者等の数（障害児相談支援と一体的に運営している場合はその合計数）に基づき、35人又はその端数を増すごとに1人の標準を満たしているか ○ 計画相談支援対象障害者等の数が、前6月の平均値（新規指定の場合は適切な推定数）により算定されているか	◇ 勤務実績表 ◇ 出勤簿（タイムカード） ◇ 従業員の資格証 ◇ 勤務体制一覧表 ◇ 研修修了書 ◇ 計画相談支援対象障害者等の数が分かる書類 ◇ 雇用契約書又は辞令 ◇ 直近6月分の利用者数の推移が分かる資料 ◇ 兼務先の勤務体制資料（該当する場合）
管理者 (第4条)	○ 事業所ごとに、専らその職務に従事する管理者を配置しているか ○ 管理者が他の職務又は他の事業所、施設等の職務を兼務している場合、当該事業所の管理上支障がない範囲となっているか	◇ 管理者の勤務形態が分かる書類 ◇ 勤務実績表 ◇ 出勤簿（タイムカード） ◇ 勤務体制一覧表
受給資格の確認 (第9条)	○ 受給者証等により、支給対象者であることを確認しているか ○ 受給者証等により、主務省令で定める期間、支給決定の有無、有効期間及び支給量等を確認しているか	◇ 受給者証又は地域相談支援受給者証 ◇ その写し等
運営規程 (第19条)	○ 運営規程を定めているか ○ 運営規程に次の事項を定めているか ①事業の目的及び運営の方針 ②従業者の職種、員数及び職務の内容 ③営業日及び営業時間 ④指定計画相談支援の提供方法及び内容並びに計画相談支援対象障害者等から受領する費用及びその額 ⑤通常の事業の実施地域 ⑥事業の主たる対象とする障害の種類（定めた場合） ⑦虐待の防止のための措置に関する事項 ⑧その他運営に関する重要事項	◇ 運営規程 ◇ 重要事項説明書 ◇ 事業所の掲示物 ◇ 従業者への周知状況が分かる書類

勤務体制の確保等 (第20条)	○ 事業所ごとに、従業員の勤務体制を定めているか ○ 当該事業所の相談支援専門員に指定計画相談支援の業務を担当させているか (ただし、相談支援専門員の補助の業務については、この限りでない) ○ 相談支援専門員の資質の向上のため、研修の機会を確保しているか ○ ハラスメント防止のため、方針の明確化等の必要な措置を講じているか	◇ 従業員の勤務表 ◇ 勤務形態一覧表 ◇ 雇用形態が分かる書類 ◇ 研修計画 ◇ 研修実施記録 ◇ ハラスメント防止関係書類
業務継続計画の策定等 (第20条の2)	○ 感染症及び非常災害に対応した業務継続計画（BCP）を策定し、当該計画に基づく必要な措置を講じているか ○ 業務継続計画について従業員に周知するとともに、研修及び訓練を定期的の実施しているか ○ 業務継続計画について定期的に見直しを行い、必要に応じて変更しているか	◇ 業務継続計画 ◇ 周知記録（配布記録、説明記録等） ◇ 研修・訓練記録 ◇ 見直し記録等
秘密保持等 (第24条)	○ 従業員及び管理者が、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか ○ 従業員及び管理者であった者が退職後においても秘密を保持するための措置（誓約書の徴収、就業規則への規定等）を講じているか ○ サービス担当者会議等において利用者又はその家族の個人情報を扱う場合、あらかじめ文書により同意を得ているか	◇ 従業員及び管理者の秘密保持誓約書 ◇ その他必要な措置を講じたことが分かる書類（就業規則等） ◇ 個人情報同意書
広告 (第25条)	○ 事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか ○ 広告をしている場合、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか	◇ パンフレット ◇ ホームページ等
苦情解決 (第27条)	○ 苦情受付窓口の設置等、苦情に迅速かつ適切に対応するための必要な措置を講じているか ○ 苦情を受け付けた場合、当該苦情の内容等を記録しているか ○ 市町村が行う報告徴収・検査等及び苦情に係る調査に協力しているか ○ 市町村から指導又は助言を受けた場合、これに従い必要な改善を行っているか ○ 都道府県等が行う報告徴収・検査等及び苦情に係る調査に協力しているか ○ 都道府県等又は市町村から求めがあった場合、改善内容を報告しているか ○ 運営適正化委員会の調査又はあっせんのできる限り協力しているか	◇ 苦情受付簿 ◇ 重要事項説明書（苦情受付体制の記載） ◇ 契約書 ◇ 事業所の掲示物 ◇ 苦情対応記録 ◇ 苦情対応マニュアル ◇ 指導・助言に対する改善・対応記録 ◇ 都道府県等又は市町村への報告書 ◇ 運営適正化委員会への対応記録

事故発生時の対応 (第 2 8 条)	○ 事故発生時に都道府県、市町村、家族等へ連絡し、必要な措置を講じているか ○ 事故の状況及び事故に際して採った処置を記録しているか ○ 賠償すべき事故について、速やかに損害賠償を行っているか	◇ 事故対応マニュアル ◇ 事故対応記録 ◇ 再発防止の検討記録 ◇ 損害賠償関係書類
虐待の防止 (第 2 8 条の 2)	○ 虐待防止委員会を定期的に開催するとともに、その結果を従業者に周知徹底しているか ○ 従業者に対し、虐待防止に関する研修を定期的実施しているか ○ 虐待防止措置を適切に実施するための担当者を配置しているか	◇ 委員会議事録 ◇ 研修を実施したことが分かる書類 ◇ 担当者を配置していることが分かる書類